

業務指示書

アフリカ地域中小企業・起業家支援に係る基礎情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月16日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月21日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合は、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者について、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

(O) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：中小企業金融・政策、金融アクセスに関する各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います
(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
(O) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とするとは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

- () 若手加点の対象とする。
- (O) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／中小企業金融・政策、金融アクセス）】

- (業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目)
- 1) 類似業務の経験：中小企業金融・政策、金融アクセスにかかる業務
 - 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
 - 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 中小企業経営（金融）】

- 1) 類似業務の経験：中小企業経営（金融）にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 金融アクセス（開発機関支援動向調査・分析）】

- 1) 類似業務の経験：金融アクセス（開発機関支援動向調査・分析）にかかる業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2017年8月25日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 112.185 円 , EUR1 = 127.43 円)

調査対象国のレートは以下を参照すること。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00000kzv7m-att/rate_201707.pdf

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プrezentationは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 8月30日(水) 14:00～16:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部(麹町)2F 207会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オーディオ機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／中小企業金融・政策、金融アクセス
中小企業経営（金融）
金融アクセス（開発機関支援動向調査・分析）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月12日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達 > コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
アフリカ地域中小企業・起業家支援に係る基礎情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／中小企業金融・政策、金融アクセス	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制（今回は評価の対象としません）	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 中小企業経営（金融）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 金融アクセス（開発機関支援動向調査・分析）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

1. 調査の背景

- (1) サブサハラ・アフリカ諸国の人団は増加傾向であり、国際連合（United Nations）によると、2015年のサブサハラ・アフリカ諸国の人団は9.62億人で、増加率は年率2.71%。2030年には13.96億人、2050年には21.23億人となると推計されている。IMFによると、現在毎年1,800万人が新規に労働市場に参入しているとの報告がある。人口増加を生産力拡大につなげるには、雇用の創出が不可欠である。従って、雇用吸収力が高く、高い付加価値をつける製造業等の分野への産業構造の転換を促進し、経済成長力及び経済安定性を強化することが必要である。然しながら、1990年から2010年までの20年間で、製造業の労働人口は比率にして微減（8.9%から8.3%）し、同期間の経済への付加価値は、14%から10.1%に減少した。アフリカにおいて国内製造業が育たない主な要因として、①人的資源の不足／高度人材の育成課題、②金融・資本市場の未整備、③脆弱なインフラに伴う生産コスト高、④相対的に高い人件費などが挙げられる。特に、ビジネススキルの不足は深刻であり、金融市場へのアクセスを確保することも困難な状況下、製造業を含む民間セクターは事業を展開・拡大することが難しく、雇用創出・経済発展への寄与は限定的である。
- (2) 上記のアフリカ諸国における金融・資本市場の未整備は中小企業への影響が大きく、民間商業銀行は大企業を中心に資金提供を、マイクロファイナンス機関はインフォーマル・零細企業に資金提供を行う一方、中小企業への資金提供機関は限定的である。2013年に欧州投資銀行（European Investment Bank）が実施した調査によると、銀行融資を受けた実績がある中小企業は先進国が47.6%に対し、アフリカの中小企業は22.4%と低い状況。また、起業家の主な資金調達手段の1つであるベンチャーキャピタルについては、アフリカ各国のベンチャーキャピタル市場規制が十分に整備されておらず、IFC等の公的機関が民間金融機関等を介して起業家へ資金を提供することが主であり、現状は起業家の資金調達手段は限定的。
- (3) JICAはこれまでのアフリカの産業分野での取り組みとして、カイゼン¹及び職業訓練等の技術協力プロジェクト、ABEイニシアティブ留学生受入等により、産業人材育成を支援してきた。カイゼン及び職業訓練はTICAD V以降、TICAD産業人材育成センターとして、2013～2015年に31,785人の人材を育成。ABE留学生は第3バッチまでに48カ国から811人を受入。また、BoP協力準備調査、中小企業海外展開支援では、83件を実施してきた。また、2017年4月には、NEPADとJICAにて「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」に関する合意文書を署名し、アフリカの産業化と経済構造転換の促進、雇用の創出、競争力のあるイノベーティブな人材開発を目標とし、カイゼンを通じたアフリカ産業の競争力向上プラットフォームを構築する方針である。

(4) 他開発機関の支援事例

1) 世界銀行グループ

・国際金融公社（IFC）

SME Ventures programでは途上国で活動を行う起業家及びベンチャーキャピタルに資金と技術援助の両方を提供。また、世界銀行や各国政府と協力して、支援対象国のプライベートエクイティ投資に関する制度・規制を整備し、プライベートエクイティ市場の構築を行っている。IFCは現在、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ウガンダ共和国、リベリア共和国、シエラレオネ共和国、南アフリカ共和

¹ 現時点におけるカイゼン技術協力プロジェクト実施国はエチオピア、ケニア、ガーナ、チュニジア、タンザニア、カメルーン、ザンビアの7カ国

国、バングラディッシュ人民共和国、ネパール連邦民主共和国等への協力を実施中。

・国際復興開発銀行（IBRD）／国際開発協会（IDA）

Investment Funds for Development (IFD) Program を通じて、途上国への投資を対象としたプライベートエクイティファンド等の資金提供者のエコシステムの構築、対象国の政府系ファンドへの支援及びプライベートエクイティ投資に関する制度・規制を整備等により、途上国の起業家及び中小企業の金融アクセスの向上に関する協力を実施している。

2) 英国国際開発省 (DFID)

Innovative Ventures for Technology Development (INVENT) Program (2013年～2019年)。対象国はインド、東アフリカ及び南アジア。本プログラムでは、途上国の開発課題解決等に資する革新的なビジネスを継続的に生み出すビジネスプラットフォームを構築し、起業家及び中小企業の育成・支援を実施。起業家へのインキュベーション施設の提供、起業家及び海外展開を検討する企業へのGrant資金の提供やEarlyからGrowth Stageの企業への融資・出資を実施する方針。

3) アメリカ合衆国国際開発庁 (USAID)

Development Innovation Ventures (DIV) Program。開発課題解決等に資するビジネスアイデア・事業の調査、実施及び普及に対して支援を実施。支援対象企業の国籍・業種・形態(NGO、民間企業、政府機関等)は制限なし。2017年4月時点において、アフリカ関連事業を対象とした支援数は80件。

- (5) アフリカ諸国が抱える上記課題及びこれまでのJICAの取り組みを踏まえ、製造業を中心に、民間セクター振興を促進・加速するため、本調査では、中小企業・起業家を取り巻く事業環境及び他開発機関の支援事例に係る情報収集・分析を通じて、人材育成、雇用創出及び金融・資金アクセスの向上の必要性等、中小企業・起業家支援に係る協力の可能性・方向性を検討する。

2. 調査の概要

(1) 調査対象国

- 調査対象国は計3か国とする。エチオピアは調査対象国の1つとし、残り2か国に関しては、アフリカのJICAカイゼンプロジェクト実施国を考慮し、コンサルタントからの提案を受けた上で、JICAが決定する。

(2) 対象地域

- 各国都市部を中心とする。

(3) 調査の目的

- ABEイニシアティブ留学生への起業等に関する意識調査、本邦中小企業がアフリカへ事業展開を検討する際、及び日本人起業家がアフリカで起業を検討する際に直面する課題等の調査
- アフリカの対象国における中小企業・起業家育成に係る政策、制度、公的支援の内容、中小企業／起業家がアクセス可能な金融サービス・資金調達状況、金融機関の投資状況の現状を把握する。
- 他開発機関が実施する中小企業・起業家の育成・金融アクセス向上支援事例の分析
- 上記調査を通じて得られた情報をもとに、JICAが検討可能な中小企業及び起業家の育成及び金融アクセス向上策係る提言をとりまとめることを本調査の主目的とする。

(4) 関係官庁・機関
調査対象国の関係省庁

3. 業務の目的

本業務は、ABE イニシアティブ留学生、アフリカへ進出を検討する本邦企業、アフリカで起業を検討する日本人への調査、及び対象国内における中小企業及び起業家を取り巻く環境及び課題を把握・整理した上で、中小企業及び起業家支援の方策、また我が国の協力の可能性について、検討に必要な情報を整理することを目的として実施するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査対象国の選定について

調査対象国は計 3 カ国とする。エチオピアを調査対象国の 1 つとし、残り 2 か国に関しては、アフリカの JICA カイゼンプロジェクト実施国（ケニア、ガーナ、チュニジア、タンザニア、カメルーン、ザンビア）を考慮し、プロポーザルにおいて提案すること。コンサルタントの提案を参考に、JICA が調査対象国を決定する。

現時点において想定される調査対象国の中には以下のとおり。

- ① 経済規模・成長率
- ② ビジネス環境
- ③ 中小企業及び起業家の成長性が高い分野の存在
- ④ JICA カイゼンプロジェクト実施国

(2) ABE イニシアティブ留学生への調査

日本国内に滞在中及び帰国済みの ABE イニシアティブ留学生へのアンケート調査を実施し、日本国内で学習・習得した知見及び経験を踏まえた帰国後のキャリアプラン、就労状況等の調査を行う。帰国後の起業意欲や起業にあたり直面する課題等の調査を中心に行うこと。アンケート内容について、プロポーザルにおいて提案すること。

調査方法に関しては、コンサルタントがアンケート内容・様式を作成し、そのアンケート内容をもとに、JICA が ABE イニシアティブ留学生へのアンケート配布・回収を行う。その結果を JICA がコンサルタントに提供し、コンサルタントが結果分析を行うことを想定している。

(3) 本邦中小企業及び日本人起業家への調査

アフリカへの進出を検討する本邦中小企業、現地で起業を検討する日本人起業家、現地で既に事業活動を行っている本邦中小企業・日本人起業家が直面する課題等に関するアンケート調査を行う。経営課題及び金融アクセス状況等の調査を中心に行うこと。アンケート内容及び調査手法について、プロポーザルにおいて提案すること。

(4) 対象国の中小企業・起業家の育成に係る政策・支援制度について

中小企業・起業家を育成するための政策・支援制度については、①資金繰り支援、②税制面での支援、③経営支援、④企業再生支援、⑤技術開発支援、⑥人材育成支援、⑦起業支援などが想定される。対象国の支援政策・支援制度の有無及びその制度の活用状況に関する情報を収集し、整理する。

(5) 調査対象国の中小企業・起業家及び金融機関に関する調査について

対象国で活動を行う中小企業・起業家（シード及びアーリーステージの企業を中心に調査を行うことを想定している。）及び国内外金融機関（民間・公的銀行、マイクロファイナンス機関、投資ファンド等）に対する調査を行い、金融機関から中小企業・起業家への資金提供状況及び中小企業・起業家のアクセス可能な金融サービス等の確認を行う。一般的に、発展途上国において、インフォーマル・零細企業にはマイクロファイナンス機関等から資金提供があり、大企業においては民間銀行等を通じた資金提供が行われている一方、産業の中核となる中小企業及び経済成長の原動力となる起業家に関しては、①政策・制度等のインフラが十分に整っていないこと、②貸し手となる金融機関が投資リスク・リターンの観点から資金供給に消極的なこと等から、中小企業・起業家を支える資本が慢性的に不足していることが多い。かかる点を踏まえ、対象国の中小企業・起業家の金融アクセス状況・直面する課題、及び金融機関の投資状況に関する調査を行うこと。プロポーザルにおいて、調査対象となる金融機関のリスト（可能であれば中小企業・起業家のリストも含む）、及び調査方法について記載すること。

(6) 他開発機関が実施する中小企業・起業家の育成及び金融アクセス向上支援事例の分析

前述1.4)「他開発機関の支援事例」のとおり、世銀グループ、DFID及びUSAIDは中小企業・起業家の育成や金融アクセス向上に関して、技術的支援及び（又は）経済的支援を活用して支援を行っている。本調査においては、世銀グループ、DFID及びUSAIDが実施する中小企業・起業家の育成や金融アクセス向上に係る同支援内容及び他開発機関が実施する類似支援プログラムの情報収集・分析を行うこと（本調査の対象国に限定せず、他国での支援事例・支援プログラムの情報収集もを行うこと）。

特に、経済的支援については、開発機関から中小企業・起業家への資金提供までの資金フローの観点（開発銀行の資金を民間銀行／投資ファンドを介して中小企業・起業家へ提供する等）及び中小企業・起業家への資金提供手段／金融商品（グラント、出資、融資等）の観点から情報収集・分析を実施し、支援内容の比較を行うこと。

(7) 中小企業・起業家育成及び金融アクセス向上策の検討

上記(2)から(5)にて、調査対象国の中小企業・起業家が抱える課題を整理し、(6)において他開発機関が実施する課題解決に向けた取り組みを分析する。他開発機関が実施する取り組みから教訓を抽出し、調査対象国の中小企業・起業家が抱える課題を踏まえた上で、JICAが検討可能な中小企業及び起業家の育成及び金融アクセス向上策の検討を行う。

- 金融アクセスの向上に関しては、JICA資金協力により投資原資を拠出し、新たな投資ファンド（資金提供機関）を設立し、同機関が現地中小企業・起業家を支援することを想定している。
- アフリカ諸国の中小企業・起業家を取り巻く事業環境・事業リスクを踏まえると、民間金融ファンドと同等水準の経済合理性（＝投資リターン）を追求することは困難と想定される。
- 投資原資の拠出に関しては、返済リスク及び開発支援効果・意義等を考慮した上で、有償又は無償での支援を検討すること。現時点においては、事業環境・事業リスク及び返済リスクを考慮すると無償に優位性があるが、過去に無償による類似の事例もないことから無償資金協力での支援の可能性を検討する。
- 現地中小企業・起業家への支援方法に関して、同機関が直接現地中小企業・起業家へグラント及び資本性／負債性の資金提供を行うこと、または、同機関が中小企業・起業家へ投資をする投資ファンド等へ資金を提供し、間接的に資金提供を行うこと（Fund of Fundsの形態）等が挙げられる。

- 上記を踏まえ、本調査においては、複数カ国への投資を前提とし、①同機関の法的形態・構造（国際機関との連携も検討すること。）、②運用機関の運営方法・組織体制、③投資商品等、実現性のある支援スキームの概要を検討すること。

6. 業務の内容

業務の内容は以下を想定するが、これ以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

(1) 業務実施計画の策定及びインセプションレポートの作成・説明等

1) 関連資料・情報の収集・分析等

日本国内で入手可能な関連資料・情報、データを整理、分析し、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) 業務実施計画及びインセプションレポートの作成

上記の内容をとりまとめて業務実施計画及びインセプションレポート（案）を作成し、内容に関して JICA の承認を得る。

3) 調査概要説明資料の説明

調査概要説明資料を作成し、各訪問先に本調査内容の主旨説明を行う。

(2) ABE イニシアティブ留学生への調査

日本国内に滞在中及び帰国済みの ABE イニシアティブ留学生に対して、日本国内で学習・習得した知見及び経験を踏まえた帰国後の起業等のキャリアプラン、就労状況等へのアンケート調査を行う。

(3) アフリカへの進出を検討する本邦中小企業・起業家の調査

アフリカへ進出を検討する本邦中小企業及び起業を検討する日本人へのアンケート調査の実施。（日本国内及び現地の本邦中小企業／日本人を対象とする。）

(4) 対象国の中小企業・起業家育成に係る政策の概況把握

対象国における中小企業・起業家育成政策に関し、以下の情報収集を行い、可能であれば、我が国中小企業支援政策との比較評価を行う。

- 1) 政府（中央、州、その他地方自治体）の中小企業・起業家育成政策、予算、制度、公的支援の内容
- 2) 中小企業・起業家育成やビジネス開発サービスを提供する機関（沿革、予算、サービス内容、人員体制など）

(5) 対象国の中小企業・起業家の経営実態と課題の把握

対象国における中小企業・起業家の経営実態について、以下の情報収集を行う。

- 1) 対象国中小企業・起業家の分野構成
- 2) 対象国中小企業・起業家の成長分野の特定
- 3) 対象国中小企業・起業家がアクセス可能な金融サービス、資金調達状況・課題

(6) 対象国の金融機関の運営状況と課題の把握

対象国における金融機関の運営状況について、以下の情報収集を行う。

- 1) 対象国の国内外金融機関（民間・公的銀行、マイクロファイナンス機関、投資ファンド等）の企業規模別の出資・融資状況の分析（投資残高、デフォルト率、運用利回り等）
- 2) 対象国中小企業・起業家に出資・融資する国内外金融機関の投資方針（投資商品、

投資条件等)

3) 対象国中小企業・起業家に出資・融資する金融機関の運用・リスク管理体制

(7) 他開発機関が実施する中小企業・起業家の育成及び金融アクセス向上支援事例の分析
　　グラント資金、出資・融資等の経済的支援を活用した中小企業・起業家の育成及び
　　金融アクセスの向上に係る開発機関の支援内容の把握・分析（対象国を中心に、ア
　　ジア、中南米を含む他国での開発機関の支援事例も抽出すること）

(8) 中小企業・起業家育成及び金融アクセス向上策の検討

　　上記(1)から(7)の調査の分析等に基づき、JICA が検討可能な中小企業及び起業
　　家の育成及び金融アクセス向上策の検討を行う。

(9) JICA への業務報告

　　調査開始以降、JICA に対して定期的に調査業務の進捗報告を行うこと。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

　　調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

1) インセプションレポート（プレゼンテーション資料のみ、枚数は 10 枚程度）

　　提出時期：調査開始後半月以内

　　部 数：和文、英文電子データ（様式指定なし）

2) ドラフトファイナルレポート

　　提出時期：現地業務終了時

　　部 数：和文、英文各 5 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

　　和文要約 5 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

3) ファイナルレポート

　　記載事項：調査結果の全体成果

　　提出時期：ドラフトファイナルレポート提出後、1 ヶ月以内

　　部 数：和文、英文各 5 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

　　和文要約 5 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

　　記載事項：共通仕様書の規定に基づく

　　提出時期：契約締結後 10 営業日以内

　　部 数：和文 1 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

調査工程

2017年10月より業務を開始し、2018年1月下旬までにドラフトファイナルレポートを提出し、2018年2月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

1. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 11.50 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

1) 総括／中小企業金融・政策、金融アクセス（1号）

2) 中小企業政策

3) 中小企業経営（金融）（3号）

4) 金融アクセス（開発機関支援動向調査・分析）（3号）

2. 配布／貸与資料及び閲覧資料

特になし。

3. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

4. 現地再委託

原則想定していないが、必要に応じてプロポーザルにて提案すること。

5. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約の締結は想定されない。

(2) 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、調査対象国の各JICA事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制としてください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に業務従事者全員を登録してください。

(3) 「JICA不正腐敗防止ガイド（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談ください。

